

利用者募集要項



国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

自立訓練（機能訓練）募集要項

当センターの自立訓練（機能訓練）では、主に視覚に障害のある方で自立した生活を送るための訓練を必要とする方や、主に頸髄損傷による四肢麻痺等の方で、リハビリテーションの効果が期待できる方を対象に、以下のとおり募集しています。

利用できる方	主に視覚に障害のある方や、主に頸髄損傷による四肢麻痺等の方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方。
利用定員	110名
利用期間	18か月以内 (頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある方は最大3年間)

1 申込み手続

- (1) 利用を希望される方は、当センター総合相談課にご相談ください。
- (2) 利用の申込みは、随時受け付けております。
- (3) 申込用紙は、当センターホームページからダウンロードしていただくか、総合相談課にご相談ください。
※ 申込用紙：施設利用申込書
(自立支援局様式1-1、必要に応じて自立支援局様式2～5-2の書類)
- (4) 既往症の状況によって、別途診断書等の提出をお願いする場合があります。
- (5) ご利用に当たっては、事前の見学・相談をお勧めします。

2 利用の開始について

- (1) ご提出の書類を基に利用の可否を決定します。利用承諾後、利用開始日をご本人及び市区町村宛に通知いたします。
- (2) 市区町村にて「自立訓練（機能訓練）」の申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」を交付いただいた上、利用開始日にお持ちください。
- (3) 「重要事項説明書」の説明を行った上で、利用契約をさせていただきます。20歳未満の方は保護者の同意が必要です。

3 宿舎の利用

通所が困難な方には、宿舎の提供が可能です。宿舎希望の方は、総合相談課にご相談ください。宿舎利用の場合は、市区町村にて「自立訓練（機能訓練）」と併せて「施設入所支援」の申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

自立訓練（生活訓練）募集要項

当センターの自立訓練（生活訓練）では、主に高次脳機能障害のある方で、自立した生活を送るための訓練を必要とする利用者を以下のとおり募集しています。

利用できる方	主に高次脳機能障害のある方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方。 ※なお、高次脳機能障害のある方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方の利用については医師の診断書が必要です。
利用定員	30名
利用期間	24か月以内

1 申込み手続

- （1）利用を希望される方は、当センター総合相談課にご相談ください。
- （2）利用の申込みは、随時受け付けております。
- （3）申込用紙は、当センターホームページからダウンロードしていただくか、総合相談課にご相談ください。
※ 申込用紙：施設利用申込書
（自立支援局様式1-1、必要に応じて自立支援局様式2～5-2の書類）
- （4）既往症の状況によって、別途診断書等の提出をお願いする場合があります。
- （5）ご利用に当たっては、事前の見学・相談をお勧めします。

2 利用の開始について

- （1）ご提出の書類を基に利用の可否を決定します。利用承諾後、利用開始日をご本人及び市区町村宛に通知いたします。
- （2）市区町村にて「自立訓練（生活訓練）」の申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」を交付いただいた上、利用開始日にお持ちください。
- （3）「重要事項説明書」の説明を行った上で、利用契約をさせていただきます。20歳未満の方は保護者の同意が必要です。

3 宿舎の利用

通所が困難な方には、宿舎の提供が可能です。宿舎希望の方は、総合相談課にご相談ください。宿舎利用の場合は、市区町村にて「自立訓練（生活訓練）」と併せて「施設入所支援」の申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

就労移行支援募集要項

当センターの就労移行支援では、働くための知識や技能を習得して就職を目指す利用者を、以下のとおり募集しています。

利用できる方	主に身体に障害があり就労を希望する方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた方。
利用定員	100名
利用期間	24か月以内
利用開始日	毎月1回を予定しています。

1 申込み手続

- (1) 利用を希望される方は、当センター総合相談課にご相談ください。
- (2) 利用の申込みは、随時受け付けております。
- (3) 申込用紙は、当センターホームページからダウンロードしていただくか、総合相談課にご相談ください。
※ 申込用紙：施設利用申込書
(自立支援局様式1-1、必要に応じて自立支援局様式2~5-2の書類)
- (4) 既往症の状況によって、別途診断書等の提出をお願いする場合があります。
- (5) ご利用に当たっては、事前の見学・相談をお勧めします。

2 利用の開始について

- (1) ご提出の書類を基に利用の可否を決定します。利用承諾後、利用開始日をご本人及び市区町村宛に通知いたします。
- (2) 市区町村にて「就労移行支援」の申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」を交付いただいた上、利用開始日にお持ちください。
- (3) 「重要事項説明書」の説明を行った上で、利用契約をさせていただきます。20歳未満の方は保護者の同意が必要です。

3 宿舎の利用

通所が困難な方には、宿舎の提供が可能です。宿舎希望の方は、総合相談課にご相談ください。宿舎利用の場合は、市区町村にて「就労移行支援」と併せて「施設入所支援」の申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

就労移行支援(養成施設)募集要項

当センターの就労移行支援(養成施設)では、視覚に障害のある方であん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得を目指す利用者を募集しています。令和2年度は以下のとおりです。

1 利用できる方

視覚に障害のある方で、施設利用について市区町村から「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けた15歳以上の方。なお、専門課程と高等課程があります。該当する課程にお申し込みください。

専門課程	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法第90条1項の大学に入学できる方。・学校教育法第57条の高等学校に入学できる方で、当センター実施の「個別利用資格審査」によって、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた18歳以上の方。
高等課程	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法第57条の高等学校に入学できる方。

2 利用定員 48名

3 利用者選考について

(1) 利用に当たっては利用者選考があります。

一次審査 (書類選考)	ご提出の書類を基に一次審査(利用資格・医学評価)を行います。
二次審査 (適性検査、医学評価等)	一次審査の結果、二次審査の対象となった方に対し、当センターに来所いただき、利用者選考(二次審査)を行います。利用承諾の可否は二次審査を基に決定し、ご本人及び市区町村宛てに通知いたします。

(2) 選考日ごとに応募締切日(必着)を設けています。

応募締切日と利用者選考日(二次審査)

回	応募締切日(書類必着)	利用者選考日(二次審査)
1	令和2年11月20日(金)	令和2年12月10日(木)
2	令和3年1月15日(金)	令和3年2月3日(水)
3	令和3年2月12日(金)	令和3年3月4日(木)

4 申込み手続

- (1) 利用を希望される方は、当センター総合相談課にご相談ください。最終学校の卒業証明書、身体障害者手帳のコピーを申込用紙に添えてご提出ください。
- (2) 申込用紙は、当センターホームページからダウンロードいただくか、総合相談課にご相談ください。
※ 申込用紙:施設利用申込書(自立支援局様式1-1、必要に応じて自立支援局様式2~5-2の書類)
- (3) 既往症の状況によって、別途診断書等の提出をお願いする場合があります。
- (4) ご利用に当たっては、事前の見学・相談をお勧めします。

5 利用の開始について

- (1) 利用開始日は、令和3年4月を予定しています。日程が決まり次第、別途お知らせします。
- (2) 市区町村にて「就労移行支援(養成施設)」の申請を行い、『障害福祉サービス受給者証』を交付いただいた上、利用開始日にお持ちください。
- (3) 「重要事項説明書」に基づき説明を行った上で、利用契約をさせていただきます。20歳未満の方は保護者の同意が必要です。

6 宿舎の利用

通所が困難な方には、宿舎の提供が可能です。宿舎希望の方は、総合相談課にご相談ください。宿舎利用の場合は、市区町村にて「就労移行支援(養成施設)」と併せて「施設入所支援」の申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

利用料について

当センターのサービスをご利用いただく場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定められた基準に基づいて、ご利用いただいた障害福祉サービス費や食費・光熱水費のご負担があります。利用料は、サービスのご利用回数等に応じて算定いたします。

1 サービスの利用負担額について

(1) 障害福祉サービス費

当センター障害福祉サービス別の1日当たりのサービス単位

自立訓練（機能訓練）	589単位	（1単位の単価：10,35円）
自立訓練（生活訓練）	552単位	（1単位の単価：10,35円）
就労移行支援	480単位	（1単位の単価：10,35円）
就労移行支援（養成施設）	260単位	（1単位の単価：10,35円）
施設入所支援（障害支援区分2以下、非該当）	123単位	（1単位の単価：10,40円）
（障害支援区分3）	143単位	（1単位の単価：10,40円）
（障害支援区分4）	174単位	（1単位の単価：10,40円）
（障害支援区分5）	217単位	（1単位の単価：10,40円）
（障害支援区分6）	262単位	（1単位の単価：10,40円）

※ なお、このほかに初期加算等が、上記基本額に加算されます。

(2) 負担上限額（月額）について

利用者本人及び配偶者（未成年者の場合は、世帯）の前年の所得に応じて、利用料をご負担（応能負担）いただきます。次の4区分に負担上限額（月額）が設定されており、障害福祉サービス費がこの額を超えて請求されることはありません。負担上限額は市区町村が調査の上、決定いたします。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※20歳以上の入所施設利用者を除きます	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

2 実費負担について

(1) 食費・光熱水費（令和2年7月1日更新）

食費・光熱水費は、食事の実食数及び宿舎の利用日数に基づいて、実費を算定いたします。一日当たりの食費及び宿舎利用に係る光熱水費の単価は以下のとおりです。

	朝食	昼食	夕食	光熱水費	合計
宿舎利用	337円	449円	605円	269円	1,660円
通所	—	449円	—	—	449円

(2) 軽減措置等について

宿舎利用（入所）の方は、所得に応じて、市区町村が決定する特定障害者特別給付費（補足給付）によって、月額最大53,500円までの軽減措置が受けられる場合があります。通所の方には、昼食のみ提供しております。なお、所得に応じて（低所得及び一般世帯のうち市町村民税所得割が160,000円未満の方）、139円に減額される場合があります。軽減措置等は市区町村にて対象となるかを決定しますので、担当窓口にご相談ください。

国立障害者リハビリテーションセンターの利用について

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国リハ」という）と国立職業リハビリテーションセンター（以下「職リハ」という）は、同一敷地内において相互に連携を図りながらサービスを実施しています。

職リハには専用の宿舎がありませんので、通所が困難な場合は、国リハの宿舎（施設入所支援）を利用しながら訓練を受けることができます。国リハ宿舎を利用しながら職リハの職業訓練の受講を希望する方は以下の点に留意して利用手続を行ってください。

1 国リハ（宿舎）への申込み

- (1) 宿舎利用を希望される方は、当センター総合相談課にご相談ください。
- (2) 利用の申込みは、随時受け付けております。
- (3) 申込用紙は、当センターホームページからダウンロードいただくか、総合相談課にご相談ください。
※ 申込用紙：施設利用申込書
（自立支援局様式 1-1、必要に応じて自立支援局様式 2～5-2 の書類）
- (4) 既往症の状況によって、別途診断書等の提出をお願いする場合があります。
- (5) ご利用に当たっては、事前の見学・相談をお勧めします。

2 職リハへの申込み

職リハでの職業訓練の申込みは、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）でお手続きください。

3 国リハ利用の開始について

- (1) ご提出の書類を基に利用の可否を決定します。利用承諾後、利用開始日をご本人及び市区町村宛に通知いたします。
- (2) 市区町村にて「就労移行支援」と併せて「施設入所支援」の申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」を交付いただいた上、利用開始日にお持ちください。
- (3) 「重要事項説明書」の説明を行った上で、利用契約をさせていただきます。20歳未満の方は保護者の同意が必要です。

4 国リハ利用開始後の流れ

- (1) 国リハでのオリエンテーション（2～3日程度）終了後に、職リハの職業評価が実施されます。
- (2) 職リハの職業評価の結果、合格した場合は、所定の手続を経て職リハに入所することになります。不合格の場合は国リハの関係職員と相談し、今後の方向性を決めていただきます。
（注）職リハへの入所が決定した後で、国リハ宿舎（施設入所支援）の利用手続を行うことはできませんので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

<参考>

自宅等から通所して職リハの職業訓練を受講する場合は、職リハへの直接入所となりますので、利用手続については、職リハ（下記）へ直接お問い合わせください。

【職リハ お問い合わせ先】

国立職業リハビリテーションセンター 職業評価課

TEL：04-2995-1201 FAX：04-2995-1277

お問い合わせ・申込書類送付先

国立障害者リハビリテーションセンター

自立支援局 総合相談支援部 総合相談課

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地

TEL 04-2995-3100 (内線 2211~2215)

FAX 04-2992-4525 (総合相談課直通)

メール rehab-soudan@mhlw.go.jp

ホームページ <http://www.rehab.go.jp/>

※施設利用申込書(様式)は、当センターホームページからダウンロードできます